

公社等外郭団体改革実施計画

<対象団体>

- (財) 高知県競馬施設公社
- (財) 高知県苗木需給安定基金協会
- (財) エコサイクル高知
- (財) 高知県医療廃棄物処理センター
- 高知県道路公社
- 高知県土地開発公社
- (社) 高知県森林整備公社
- (財) 四万十川財団
- (財) 高知県内水面種苗センター
- (財) 高知県農業公社
- (財) 高知県魚さい加工公社
- 高知県住宅供給公社
- (財) 高知県スポーツ振興財団
- (財) 高知県体育協会

平成23年3月

高知県公社等改革推進会議

はじめに

県が基本金等の25%以上を出資している団体（株式会社を除く。）については、平成16年3月に改革の基本方針「公社等外郭団体の改革について」を取りまとめ、原則、廃止又は民営化することを前提に、団体の必要性やあり方について点検評価を行い、団体の統廃合や県職員派遣の見直し、経費削減による経営改善等に取り組んできました。

一方、最近になって公社等に関係する新たな法律が施行され、公益法人制度改革が行われるようになったり、第三セクター等を整理・再生する際に発行できる第三セクター等改革推進債が創設されるなど、公社等を取り巻く環境には大きな変化が生じています。

こうした制度改正や、これまでの改革の取組結果を踏まえ、平成22年3月に策定した「新・高知県行政改革プラン」において、公社等外郭団体に関する基本方針（※）を定めるとともに、重点的に改革を進める対象として14団体の取組の方向を定めたところです。

これに基づく取組を着実に実行していくため、この度、各団体の平成26年度までの取組内容及びスケジュール等に関する実施計画をとりまとめました。

今後、この実施計画に沿って、県、各団体とも積極的に改革に取り組んでいきます。

なお、この計画に掲げた団体以外の公社等外郭団体についても、行政改革プランの基本方針に沿った取組を進めるとともに、その進捗状況については毎年、県のホームページで公表していきます。

※ 公社等外郭団体に関する改革の基本方針

- ① 設立目的が達成された団体等の廃止・統合
- ② 健全経営の確保
- ③ 県の人的関与の縮小
- ④ 情報公開の促進等
- ⑤ 新公益法人制度への円滑な移行の支援
- ⑥ 県退職後の再就職に係る透明性・公平性の確保
- ⑦ その他（プロパー職員の慎重な新規採用等）

重点的に改革を進める団体の基本的な方向 一覧

| 団 体 名 | 基 本 的 な 方 向 | 掲 載 ペ ー ジ | |
|---------------------------------|--|------------------------------|----|
| (財) 高知県競馬施設公社 | 廃止 (平成 25 年度までに) | 1 | |
| (財) 高知県苗木需給安定基金協会 | 廃止 (平成 23 年度までに) | 2 | |
| (財) エコサイクル高知・(財) 高知県医療廃棄物処理センター | 合併 (平成 23 年度までに) | 3 | |
| 高知県道路公社 | 廃止 (平成 36 年度までに) | 4 | |
| 高知県土地開発公社 | 存廃を含めたあり方の検討 | 5 | |
| (社) 高知県森林整備公社 | 抜本的な改革の推進 (別途、高知県森林整備公社経営検討委員会による改革プランを平成 23 年度に策定。) | 6 | |
| (財) 四万十川財団 | 県職員派遣の見直し (流域市町村主体の体制へ移行) | 7 | |
| (財) 高知県内水面種苗センター | 事務局の体制見直し (内水面漁連主体の体制へ移行) | 8 | |
| (財) 高知県農業公社 | 経営の健全化 | 9 | |
| そ の 他 | (財) 高知県魚さい加工公社 | 県の財政支援に頼らない健全経営の確保 | 11 |
| | 高知県住宅供給公社 | 公営住宅や利便施設の管理業務を主体に行い、健全経営を確保 | 12 |
| | (財) 高知県スポーツ振興財団 | より効率的・効果的に事業を実施できる体制の検討 | 13 |
| | (財) 高知県体育協会 | より効率的・効果的に事業を実施できる体制の検討 | 14 |

○財団法人高知県競馬施設公社

| 取組の方向 | 概要 |
|---------------|--|
| 廃止(平成25年度までに) | 同公社は、競馬場施設を建設、所有し、この施設を高知県競馬組合に無償で貸し付けるとともに、県と高知市から補助金を受け、建設債務の償還事務を行っている。 従前から債務処理が終了した時点で解散を予定していたが、公益法人制度改革に伴う法令の規定により、債務超過の状態では財団として存続できないこととなった。 このため、平成25年度までに財団としては解散することを前提に、財産の移管や施設管理の方法等について、関係機関と協議を進める。 |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 関係機関(県・高知市・競馬組合・金融機関)との協議 | ①財産の移管及び施設管理の方法等の協議 | | → | | | |
| | ②債務の償還方法の協議 | | → | | | |
| 2. 解散に向けた実施計画作成 | ①財産の移管及び施設管理計画作成 | | → | | | |
| | ②債務の償還計画作成 | | → | | | |
| 3. 競馬施設公社理事会審議 | ①解散に向けた清算計画について議決 | | → | | | |
| | ②解散及び残余財産の処分について議決 | | | | → | |
| 4. 予算審議 | 清算及び債務処理等に関する予算審議 | | | → | | |
| 5. 解散手続き | ①解散及び残余財産の処分に関する知事許可申請 | | | | → | |
| | ②移管先との引継事務 | | | | | → |

【取組の目標・内容】

- 関係機関(県・高知市・競馬組合・金融機関)との協議
 - 共同出えん者である高知市及び施設の無償貸付先である競馬組合と、財産の移管や解散後の施設の管理方法等について協議を行う。
※平成21年度固定資産税 約1千8百万円
 - 建設債務の償還先である二つの金融機関と、解散後の償還方法等について協議を行う。
・第三セクター等改革推進債の活用
※平成21年度末債務残 県22.7億円 高知市8.2億円 合計30.9億円
- 解散に向けた実施計画作成
 - 関係機関との協議をもとに、財産の移管及び施設の管理計画を作成する。
 - 関係機関との協議をもとに、債務の償還計画を作成する。
- 競馬施設公社理事会審議
 - 清算計画について、定款第17条の規定により議決を得る。
 - 解散及び残余財産の処分について、定款第25条の規定により議決を得る。
※基本財産 県分600万円 高知市分300万円
- 予算審議
清算及び債務処理等に関する予算について、県議会の議決を得る。
- 解散手続き(平成25年11月末までに解散)
 - 解散及び残余財産の処分について、定款第25条の規定により知事の許可を得る。
 - 移管先との引継事務を行う。

【取組要旨】 平成25年度までに第三セクター等改革推進債を活用し、解散

○財団法人高知県苗木需給安定基金協会

| 取組の方向 | 概要 |
|---------------|---|
| 廃止(平成23年度までに) | <p>同協会は、国の定める「苗木需給安定基金造成事業実施要領」に基づき、造林事業に必要な苗木の計画的な生産と供給の安定を図るため、苗木生産者が出荷調整により苗木を廃棄した場合の損失補償を行う団体として設立された。</p> <p>近年、全国的に林業用種苗の需要が減少し、苗木生産量も減少したことから、調整交付金(損失補償)の交付実績が低調な状態が続いており、会計検査院は林野庁に対して苗木需給安定基金の見直しを指摘している。</p> <p>本県においても、こうした国の動向に対応し、平成23年度までに財団を解散する。</p> |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 組織・体制の見直し | ①解散に向けた合意形成 | → | | | | |
| | ②新たな仕組みの検討 | → | | | | |
| | ③基金協会の解散 | | → | | | |
| 2. 基金の返納 | ①県への基金返納 | | → | | | |
| | ②国への自主返納 | | → | | | |

【取組の目標・内容】

1.組織・体制の見直し

- ① 平成22年5月13日の理事会において、基金協会の存廃について協議を進めることを提起し了承。
平成22年9月8日の第2回理事会において、解散を前提とした苗木の安定供給に係る新たな仕組み、財産の取扱等について検討を進めることについて了承。
平成22年度末までに、基金協会の解散(廃止)について合意を得る予定。
- ② 苗木の安定供給に係る新たな仕組みについては、基金協会事務局を中心に県も交えて素案を作成し、基金協会及び関連団体と協議し決定する。
- ③ 平成23年5月(予定)の理事会において解散について決議の予定。

2.基金の返納

- ① 解散を決議後、基金協会から県に対し、造成した基金のうち補助金相当額である33百万円の自主返納を行う。
(平成23年7月予定)
- ② 県は、自主返納された基金のうち、国庫補助金相当額である25百万円を国へ自主返納する。
(平成23年9月予定)

【取組要旨】 平成23年度に解散し、国庫補助金相当額を国へ返納

○財団法人エコサイクル高知・財団法人高知県医療廃棄物処理センター

| 取組の方向 | 概 要 |
|---------------|--|
| 合併(平成23年度までに) | (財)高知県医療廃棄物処理センターは、現在、高知市において医療系産業廃棄物の中間処理を行っているが、(財)エコサイクル高知が日高村に建設中のエコサイクルセンターに医療廃棄物処理施設を移設することとなっている。 こうした状況を踏まえ、両財団は平成23年度までに合併し、(財)エコサイクル高知を存続法人とする。 合併後は、自主性、自立性の高い運営を基本とし、健全な運営の確保に努める。 |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|---------------|--------|---------------|---------|--------|--------|
| 1. 施設の建設工事 | | | → | | | |
| 2. 法人の合併 | ①整備法に基づく合併手続き | | 〔合併(H23.1.4)〕 | | | |
| | ②医療廃棄物処理施設の移設 | | → | | | |
| 3. 組織・運営体制の構築 | プロパー職員の雇用 | ----- | → | | | |
| 4. 健全な経営の確保 | 処理料金の設定 | → | | | | |
| | 健全な経営の確保 | | 〔開業〕 | | | → |
| 5. 新公益法人制度への移行 | | | | 〔申請・移行〕 | → | |

【取組の目標・内容】

1.施設の建設工事

現在、建設中のエコサイクルセンターは、平成23年9月末には完成見込みであり、10月から開業予定である。

2.法人の合併

- ① 両財団が平成22年4月に締結した合併契約書については、両財団の6月の理事会等で承認。以降、整備法に基づく認可申請や債権者保護手続き等を経て、平成23年1月4日に合併した。
- ② 現在、高知市仁井田で操業している医療廃棄物を処理するための破砕滅菌処理施設については、先ず2基のうち1基を平成23年9月までに日高村へ移設する。(残る1基も開業後移設)

3.組織・運営体制の構築

開業後の組織や、雇用する職員の雇用形態や労働条件(給与等を含む)に係る規程を整備したうえで、採用に向けた選考等の手続きを平成23年1月に終えた。今後、平成23年7月から順次採用していく予定である。

4.健全な経営の確保

平成23年10月からエコサイクルセンターを開業する。
受け入れを想定している廃棄物の処理料金については、平成20年から平成22年の3カ年に行った利用意向調査をもとに、県内事業者の負担を軽減し、経済活動を底支えするとの視点と、必要な事業経費を賄っていく自立した運営との視点に立ち、今後の経済状況等を見極めながら設定する。

5.新公益法人制度への移行

開業後、公益又は一般の選択を行い、法期限である平成25年11月末までに移行する。

【取組要旨】 平成23年1月に両法人を合併し、平成23年10月から施設を稼働予定

○高知県道路公社

| 取組の方向 | 概要 | 要 |
|---------------|--|---|
| 廃止(平成36年度までに) | <p>同公社は、高知桂浜道路の管理運営を行っており、債務の償還後に廃止する予定である。</p> <p>現在のところ、料金収入が管理運営費を僅かながらも上回り、負債総額は徐々に減少しつつあるが、償還のための市中銀行借入金の金利が上昇した場合は、単年度収支が赤字となり、負債が増加に転じることになる。</p> <p>また、仮に現状レベルの収支を維持した場合でも、料金徴収期限である平成36年度には、30億円以上(県出資金を除く。)の債務が残るものと見込まれている。</p> <p>このような状況を踏まえ、当面は交通量の増加対策や維持管理費の縮減等の経営改善の努力を継続し、また、第三セクター等改革推進債(以下、「三セク債」という。)の活用も検討しながら、県財政にとって最も負担の少ない時期及び方法により公社を廃止することとする。</p> | |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 1 廃止時期の検討 | 廃止時期の検討 | | → | | | |
| | (案1)H25年度中の廃止の場合 (三セク債を活用する場合) | | | | | |
| | ・廃止時期及びスケジュールの決定 | | → | | | |
| | ・三セク債の申請等の手続き(総務省との協議) | | | → | → | |
| | ・解散に向けた事業認可変更等の手続き(国土交通省との協議) | | | → | → | |
| | ・解散及び清算事務 | | | | | ● 無条件開放 ● 清算終了 |
| | (案2)H26年度以降に廃止の場合 (三セク債を活用しない場合) | | | | | |
| ・債務償還方法・廃止時期等の検討 | | → | | | | |
| ・事業の継続 | | | → | → | → | |
| 2 経営改善 | (1)交通量増加対策 | | | | → | → |
| | (2)維持管理費の縮減 | | | | → | → |

【取組の目標・内容】

1 廃止時期の検討

- ・収支や経営状況及び将来発生する債務負担の実態等を適切に把握し、三セク債の活用も念頭に廃止時期の検討を行う。
- ・三セク債を活用することによる財政的視点や経済効果のメリット、デメリットを比較考慮し、廃止時期について、平成23年度を目途に決定する。

(案1) 平成25年度中に廃止の場合(三セク債を活用する場合)

- ・平成23年度中に廃止時期及びスケジュールを決定。
- ・三セク債を活用して廃止する。

(案2) 平成26年度以降に廃止の場合(三セク債を活用しない場合)

- ・平成23年度中に債務償還方法及び廃止時期等の検討を行う。
- ・市場金利の動向に留意しつつ、検討された廃止年度まで事業を継続する。

2 経営改善

交通量の増加を図るためのチラシを作成し、利用者にPR活動を行うとともに、外部発注する維持管理業務の経費の縮減を図る。

【取組要旨】 平成23年度中に廃止時期を決定(三セク債を活用して解散(平成25年度)するか、当面事業を継続するか)

○高知県土地開発公社

| 取組の方向 | 概要 |
|--------------|---|
| 存廃を含めたあり方の検討 | <p>同公社は、昭和48年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立され、公共用地の先行取得等の業務を行っている。</p> <p>近年、公共事業の減少や地価の下落により、先行取得の需要は減少しているが、社会資本整備が遅れている本県においては、これからも積極的に公共事業を進める必要があり、機動的な用地取得が可能な公社の機能は、依然として有用な面がある。</p> <p>一方、公社が長期に保有している土地については、処分の目途が立っておらず、中でも最大規模の秦南団地の利活用策は慎重な取扱いが必要である。</p> <p>このため、当面は国直轄事業や県事業の用地取得を主体として経営を確保しつつも、平成25年度までに第三セクター等改革推進債を活用して業務の全部又は一部を廃止することも視野に入れ、引き続き公社のあり方を検討する。</p> <p>なお、仮に公社として存続する場合も、住宅供給公社との役員兼務やワンフロア化による組織統合を維持するとともに、新たなプロパー職員は雇用せず、県職員の派遣やOB職員の活用、他団体との兼務等により対応する。</p> |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------------|-----------------------------------|-------------------------|--------|--------|---------|--------|
| 1. 保有地の処分 | 秦南団地 | 全庁的に売却及び利活用方を検討 | | | | |
| | 鏡岩団地 | 三セク債の活用も視野に入れた利活用方策等の検討 | | | | |
| | 北高見・塩田町・東久万・栗ノ峠団地 | 一般競争入札・随契による売却処分 | | | | |
| 2. 公社の経営の確保と機能の維持 | 経営の確保 | 国・県事業の事業量把握と業務の受注 | | | 〔存続の場合〕 | |
| | 機能の維持 (H25.4.1時点でのプロパー職員1名) | 県職員派遣・公社OB活用 | | | | |
| 3. あり方の検討 | H25年度以降の国事業の受け皿体制(8の字ネットワーク支援)の検討 | 受け皿体制の検討 | | | | |
| | 保有地処分の状況等を踏まえた公社存廃の判断 | 存廃の判断 | | | | |

【取組の目標・内容】

1. 保有地処分

- (1) 秦南団地 ①中心市街地活性化に与える影響、②高知市北部のまちづくりや県民の安心・安全を守る、③民間活力の活用による産業振興など、多面的な視点からの検討を行い、高知市とも協議をしながら、最適な利活用の方策を検討する。
- (2) 鏡岩団地 三セク債の活用(業務の一部廃止)も視野に入れた利活用方策等の検討を行う。
- (3) 北高見・塩田町・東久万・栗ノ峠団地 県の「公社保有地の管理及び処分の基本方針」に基づき順次売却処分を進める。

2. 公社の経営の確保と機能の維持

- (1) 経営の確保 国直轄事業量を把握しながら、併せて県都市計画事業等に係る用地取得の委託を行う。
- (2) 機能の維持 県職員派遣及び公社OBの活用により当面(平成24年度末まで)の機能の維持を図る。

3. あり方の検討

- (1) 平成25年度以降の国事業の受け皿体制の検討
公社の業務の全部又は一部廃止を視野に入れ、平成25年度以降の国の「8の字ネットワーク」事業の支援体制を検討する。
- (2) 公社の存廃の判断
三セク債発行期限の前年度末の平成25年2月議会までに、保有地処分の状況等を踏まえて公社存廃の最終判断を行う。

【取組要旨】 平成24年度中に公社の存廃を判断

○社団法人高知県森林整備公社

| 取組の方向 | 概要 |
|-----------------------------|---|
| 抜本的な経営改革策等を実施することを前提に存続させる。 | 平成21年度に有識者や林業関係者等で構成する「高知県森林整備公社経営検討委員会」を設置し、今後の公社の経営改善策を議論するとともに、平成22年度末を目途に改革プランを策定することにより、同プランに沿って積極的に経営改革を進めていく。 また、全国の林業公社が同様の問題を抱えているため、他の府県とも連携しながら、国に対して更なる公社支援策の提案を行う等、公社の経営問題の解決に取り組む。 |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
|---|----------------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--|
| 1. 第9期経営計画の取組み | (1) 長期収支改善のための取組み | | | | | | |
| | (2) 事業活動収支の黒字化 | | | | | | |
| 2. 「改革プラン」の策定 | 「改革プラン」の策定 | | | | | | |
| 3. 平成23年度以降は、「改革プラン」に沿った第10期経営計画の策定及びそれに基づく経営改革の取組み | (1) 第10期経営計画の策定(新たなあり方・役割) | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | (2) 採算林、不採算林の区分経営 | ① 資産査定による区分の明確化 | | | | | |
| | | ② 区分に応じた経営 | | | | | |
| | (3) 債務処理 | ① 支払い利息の軽減 | | | | | |
| | | ② 三セク債活用等による債務圧縮 | | | | | |
| | (4) 事業及び組織の見直し | ① 経営組織体制の見直し | | | | | |
| ② 民間活力による経営手法の導入 | | | | | | | |
| ③ モニタリング経営の実施 | | | | | | | |
| 4. 新公益法人制度への移行 | 公益社団法人への移行 | | | | | | |

【取組の目標・内容】

1. 第2期経営改善実行計画の取組

(1) 長期収支改善のための取組み

- ① C、D、Eランクの契約延長と分収割合の見直し
- ② 市町村との分収林の分収割合変更要請
- ③ 不成績林、クヌギ造林等の解約
- ④ 土地所有者等の整理

(2) 既往借入金の支払利息を除いた事業活動収支差額を5カ年で黒字化する取組み

- ① 増収対策
- ② 一般管理費対策
- ③ 森林経営費対策

2. 「改革プラン」の策定

有識者で構成する経営検討委員会が平成22年9月に取りまとめた「中間報告」において、次に掲げる①から⑤の抜本的な経営改革策等を実施することを前提に存続することとするを確認。

- ① 森林資産の厳格な査定を実施し、その資産査定による区分の明確化を行い、その区分ごとに応じた経営方針を策定すること。
- ② 有利子負債については、早急に圧縮する努力を行うとともに、将来的にはその解消を目指すこと。
- ③ 理事会の活性化を図るなど、経営責任体制を明確にすること。
- ④ 事業手法の見直しを進めるとともに、事業費及び人件費を圧縮・削減すること。
- ⑤ 新公益法人への移行を目指すとともに、全国統一の新会計基準を採用し、財務状況の透明性を図ること。
・森林資産に計上方法:【従来】取得価格 → 【新会計基準】取得価格と時価を併用
・課題: 新会計基準採用の場合、債務超過となる。

3. 平成23年度以降は、「改革プラン」に沿った第10期経営計画の策定及びその計画に基づく経営改革の取組み(第9期経営計画からの移行)

(1) 第10期経営計画の策定

経営検討委員会において策定する「改革プラン」に沿って、公社の新たなあり方と役割を含む次期経営計画を策定。

(2) 採算林、不採算林の区分経営

- ① 森林資産の厳格な査定を実施し、その資産査定による区分の明確化
- ② 資産査定による区分ごとに応じた経営方針に基づいた経営

(3) 債務処理

- ① 不採算林に係る有利子負債の繰上償還に伴う支払利息の軽減
(H19資産査定によるAからEまでの5段階のうち、C、D、Eランクの公庫資金1,543百万円(H22.11末)のH23年度以降将来利息:542百万円)
- ② 三セク債の活用、債権放棄等も視野にいれた債務超過の解消及び債務の圧縮

(4) 事業及び組織の見直し

- ① 民間活力導入を含め、経営感覚を有する人材活用による、理事及び経営組織体制の見直し
- ② モニタリング経営の実施
- ③ 森林整備について、中長期経営委託等の森林組合を含む民間活用による経営手法の導入(森林整備のアウトソーシング)

4. 新公益法人制度への移行

平成25年11月末までに新公益法人制度への移行を行う。

- ・公益社団法人に移行した場合、森林資産の時価評価による債務超過の解消策が課題となる。
- ・一般社団法人となった場合には、他の団体と同列となり、これまでのような公社に限定した支援が難しくなる可能性がある。

○財団法人四万十川財団

| 取組の方向 | 概要 |
|-------------------------|---|
| 県職員派遣の見直し(流域市町主体の体制へ移行) | 同財団は、産・学・官・民が連携して四万十川の保全と流域の振興に取り組む組織として、平成12年2月に設立された。 これまで県職員を事務局長として派遣してきたが、取組の実効性を高めるためには、流域市町やNPO等民間団体の「自らの財産である四万十川は自ら守り育てる」という意識を高め、主体的な参加を得ることが必要である。 このため、県の人的関与を見直し、流域市町主体の体制へ移行する。(当面はその体制づくりに取り組むため、県職員の派遣を継続するが、遅くとも平成25年度までには事務局の体制を見直す。) |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 事務局体制・事業の見直し | ①流域5市町との協議 | | | | | |
| | ②実施事業の重点化 | | | | | |
| | ③新たな事務局体制への移行 | | | | [新体制] | |
| | ④新規の認証商品の開拓 | | | | | |
| 2. 流域住民、市町村等への支援 | ①流域保全に向けた取り組み | | | | | |
| | ②流域の振興に向けた取り組み | | | | | |
| | ③自ら守り育てる団体や人材の育成 | | | | | |
| | ④情報発信等の取り組み | | | | | |
| 3. 新公益法人制度への移行 | 公益財団法人への移行 | | [申請] | [移行] | | |

【取組の目標・内容】

1.事務局体制・事業の見直し

- ① 財団及び県以外の出えん者である流域5市町と、財団の将来的なあり方や流域における役割、県、市町の財団への関わり方等について協議を行うなかで、事務局体制の見直しについての合意形成を図る。
- ② 財団及び市町との協議をもとに、限られたマンパワーを有効に活用するため、現在、財団が取り組んでいる事業の重点化を図っていく。
 <重点的に取り組む事業(四万十川への誘客につなげていく取組)>
 - ・重要文化的景観の誘客への活用
 - ・「四万十川グリーンツーリズム連絡会」の活動強化
- ③ 新たな事務局体制案及び県からの支援案について理事会へ諮り、平成25年度から新体制へ移行する。
- ④ 四万十ブランド認証品目は29品目あったものが、現在17品目となっており、25品目を目標に新規の認証品目の開拓に取り組む。

2.流域住民、市町村等への支援

- ① 流域市町の連携による四万十川の一斉清掃(4月)など水質保全の取り組みを推進する。
流域内の小学生や住民参加による水質調査を行い、保全に向けた意識を高める。
愛媛県と愛媛県の流域市町や住民との連携を図り、清流保全に向けた具体的な取り組みに結びつけていく。
- ② 重要文化的景観を地域活性化に活かしていくため、引き続き、四万十川流域文化的景観連絡協議会のメンバーに各市町の観光・商工部門の担当者も入れて、周遊ルートの検討、グリーンツーリズムとの連携、地元ガイドの養成など、観光客等の受入体制について具体的に検討していく。
「四万十川グリーンツーリズム連絡会」を中心に、流域内の農家民宿や体験施設などが一体となった観光客の受入体制の強化及び資質の向上を図る。
- ③ 四万十川流域の清流保全の団体やリーダーの育成を図っていく。また、「四万十リバーマスター」による観光客への危険情報の提供や四万十川ルールの周知を通じて、来訪者の保全意識を高めていく。
- ④ 財団のHP等を活用して四万十川情報の全国発信を充実・強化するとともに、四万十川基金の会員加入の継続・増加を図る。

3.新公益法人制度への移行

平成24年度中に公益財団法人への移行を行う。

【取組要旨】 遅くとも平成25年度までに流域市町主体の体制へ移行

○財団法人高知県内水面種苗センター

| 取組の方向 | 概要 |
|--------------------------|---|
| 事務局の体制見直し(内水面漁連主体の体制へ移行) | 同センターは、アユ等の種苗生産施設を所有し、これを高知県内水面漁業協同組合連合会(内水面漁連)に有償で貸与して、同漁連の職員が種苗生産を行っている。以前、財団を廃止することも検討したが、施設の移管に伴う諸費用の課題があり、実現に至っていない。 今後は、公益法人制度改革を機に、県から自立して責任ある運営を確保するため、県水産振興部内に設置している事務局の体制を見直し、内水面漁連主体の組織体制へ移行する。 |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|--------------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 1. 組織・体制の見直し | ①財団の方向性の検討 | | | | | |
| | ②職員体制の見直し | | | [見直し] | | |
| 2. 経営安定への取組 | ①種苗品質の向上 | | | | | |
| | ②増収対策 | | | | | |
| | ③経費の節減 | | | | | |
| 3. 新体制への移行 | ①方向性に則った移行準備 | | | | | |
| | ②出えん者との調整・合意 | | | [申請・移行] | | |

【取組の目標・内容】

1. 組織・体制の見直し

①財団の方向性の検討

下案について精査し、今後の財団の方向性を検討する。

| 検討案 | 案の特徴及び課題 |
|---------------------|--|
| (案1)財団は解散し、内水面漁連が運営 | 1. 内水面漁連による自主的運営 2. 財産譲渡により内水面漁連に多額の税負担が発生 3. 水産業協同組合法施行令により固定資産の額以上の自己資本が必要であり、自己資本の増強が必要 |
| (案2)一般財団法人への移行 | 1. 内水面漁連主体の運営が可能 2. 非営利性の徹底により税制の優遇を受けることが可能 3. 公益目的支出計画の策定・実施 |
| (案3)公益財団法人への移行 | 1. 行政庁の監督が継続する 2. 税制の優遇を受けることが可能 3. 公益目的事業と認められる事業の実施が必要 |

②職員体制の見直し・・・漁業振興課職員が兼務している事務局体制の見直しを行う。

2. 経営安定への取組

①種苗品質の向上・・・より品質の高い種苗を生産することで、関係者の評価を高め安定的な販売を目指す。

(内水面漁業センターとの連携)

②増収対策・・・種苗の販路を拡大することで、収入増加による収益の安定を図る。

③経費の節減・・・施設の適切な管理により修繕費の抑制に努める。

3. 新体制への移行

①方向性に則った移行準備

・財団は解散し、内水面漁連による運営の場合・・・財産譲渡に関する検討、水産庁との協議。

・新公益法人制度への移行の場合・・・法との適合精査、設立目的・機関設計・財務状況・内部諸規定等を検討。

②出えん者との調整・合意・・・移行に伴う出えん者への説明と合意形成。

【取組要旨】 平成24年度中に内水面漁連主体の体制へ移行

○財団法人高知県農業公社

| 取組の方向 | 概 要 |
|--------|--|
| 経営の健全化 | <p>同公社は、農地の仲介・斡旋をはじめ、新規就農者への相談及び資金の貸付等の事業を行っており、県の主要産業である農業の振興を図る上で、重要な役割を担っている。</p> <p>これまで、農業会議との役職員の兼務化や、給与の減額等による経費節減の努力を重ねてきたが、依然として多額の累積損失や未収金を有しており、厳しい経営状態が続いている。</p> <p>このため、早期の経営改善に向けて、組織体制の合理化、県職員派遣の見直し、管理経費の削減、未収金の着実な回収と発生防止、事業収益の増大等に取り組み、累積損失を計画的に解消していく。</p> |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 組織・運営体制の見直し | ①組織体制の合理化検討 | | | [見直し] | | |
| | ②管理経費の削減 | | | [継続] | | |
| | ③県職員派遣の見直しを検討 | | | | | |
| 2. 経営改善計画 | ①事業収益の増大 | | | | | |
| | ②未収金の回収 | | | | | |
| | ③内部留保の造成 | | | | | |
| | ④基金見直しの検討 | | | | | |
| 3. 新公益法人制度への移行 | ①基本方針の決定 | | | | | |
| | ②移行申請、認定 | | [申請] | | [移行] | |

【取組の目標・内容】

1. 組織・運営体制の見直し

① 平成22年度から公社機能の強化に取り組み、農地や遊休ハウス情報等の収集、新規就農者等への情報提供、耕作放棄地に関する情報の収集や解消対策の推進及び新規就農者(認定就農者等)への営農定着に向けた支援などを実施し、成果も見られるようになってきている。一方、職員数は、平成21年度から7名、平成22年度からは8名体制(うち臨時職員4名)へと、機能強化への取組による事業量の拡大にあわせた人員を確保している。

平成23年度末に向けて、市町村担い手育成総合支援協議会や市町村に設立される農地利用集積円滑化団体との連携を強化し、県下の農地や遊休農地に関する情報が県公社に集積する仕組みをつくる。

また、これらの農地情報を担い手農家の規模拡大や新規就農へ結びつけるためには、今後も農地の利用調整やマッチングが重要であることから、平成23年度にふるさと雇用基金事業等の新たに取組んだ事業の実績、効果等を検証し、業務執行体制のあり方の検討を行う。

② 新規就農者など担い手の育成・確保をはじめ、農地情報の収集や担い手へのマッチングなどで関連業務が多い県農業会議とはワンフロア化して、それぞれの事業の効果的な実施に取り組んできたが、引き続き連携を強化し、事業を効率的・効果的に実施するとともに、ワンフロア化することで削減されている管理経費については、引き続きコピー料金や消耗品等の経費の削減を行う。また、人件費については、他公社の状況や県の給与改定の状況を見ながら見直しを検討する。

③ 近年、高知県新規就農相談センター(高知県農業会議、高知県農業公社とで設置・運営、以下「センター」)への就農相談者数は、大きく増加し、年間200名を超えるなど、就農相談窓口の業務の重要性が増している。

一方、市場価格の低迷や生産コストの高騰などから新規就農者の経営環境は厳しい状況にある。今後、新規就農者を確保し、営農の定着と担い手農家へと育成するためには、農業振興センターや市町村、JA等との連携・協力のもと、新規就農情報を集積しているセンター機能の活用ができ、農地情報も扱っている農業公社に農業技術及び経営に関する専門知識を持つ職員を配置し、各農業振興センターやJAなど現場指導機関と連携した迅速で的確なフォローアップが重要となっており、関係機関との連携強化による業務の見直しと併せて県派遣職員からプロパー職員への切り替えを検討する。

※ 組織及び運営体制の見直しについては、新公益法人への移行手続きと併せて検討を行う必要がある。

2.経営改善計画

① 手数料収入を得ている農地保有合理化事業は、年間16ha程度の農地を認定農業者等の意欲ある農業者に集積できており、農家の規模拡大等につながっている。

今後も引き続き農業公社事業のPRを積極的に行い、市町村農業委員会及び農地利用集積円滑化団体等との連携を強化し、農地情報の共有化を図るとともに、農業のニーズや営農などの現場情報を収集し、農地保有合理化事業の活用を促進することにより、手数料収入の増大を図る。

② 土地付きレンタルハウス事業及びハウス園芸団地建設事業の園芸用ハウス貸付料や就農支援資金の貸付金に係る未収金の発生が公社の経営上の大きな課題となっており、貸付者との個別面談等を引き続き行い着実な回収を目指す。

円滑な回収のためには、貸付先の農業者の経営の安定化が重要であり、平成22年度から配置した職員を中心にJAや各農業振興センターと連携し、経営分析の実施や経営改善計画の支援を行い、計画的な償還や支払いが出来るように指導する。

また、償還に支障が生じた農業者に対しては、JAや各農業振興センターが実施している経営再建指導と連携した指導を行うとともに必要な場合は、外部専門家の協力を得て迅速で適切な対応を行う。

③ 上記の着実な取組により、今後、安定的な運営が担保されるだけの内部留保を造成する。また、県からの貸付金については平成29年度末までに償還を行う。

④ 高知県農業公社に造成されている農地保有合理化促進事業強化基金について、平成22年9月、会計検査院から農林水産省に対して、強化基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返還し、国の財政資金を有効活用するよう改善の処置要求がなされている。

については、今後、国の動向を注視するとともに、国庫補助金相当額を返還した場合の影響などを勘案の上、対応策を検討することとする。

3.新公益法人制度への移行

① 公益法人制度の施行(H20.12)により、平成25年11月末までに移行手続きが必要であるため、評議会などの機関設計を早期に完了するとともに、最初の評議員・役員を選任方法、定款変更案、諸規程原案、公益法人会計への移行手続きなどについて関係機関と協議したうえで、平成23年度の当初には理事会で基本方針を決定する。

② 平成23年度に移行申請書を提出し、平成25年11月までに公益財団法人としての認定を受け、移行登記を行う。

【取組要旨】 経営の改善と県貸付金の確実な償還（平成29年度末まで）

○財団法人高知県魚さい加工公社

| 取組の方向 | 概 要 |
|---------------------------|---|
| <p>県の財政支援に頼らない健全経営の確保</p> | <p>例年、経常収支の赤字が生じているが、その大きな要因は施設の減価償却費であり、現在は県から財政援助を受けることなく運営されている。引き続き魚あらの適正処理に取り組み、自立的で効率的な経営の確保に努める。</p> |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------|--------------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| 1. 事業運営改善及び経営改善について | ① 魚あらの確保 | | | | | → |
| | ② 修繕費等の経費の縮減 | | | | | → |
| 2. 新公益法人制度への移行 | ① 方向性の検討 | | → | | | |
| | ② 申請準備及び申請 | | | [申請・移行] | | → |

【取組の目標・内容】

1. 事業運営改善及び経営改善について

- ① 同公社は、量販店等から回収した魚あらを畜産、養魚等の配合飼料等の原料に加工して収入を得ている。製品の出荷については、安定的に売却できていることから、製品を製造するための材料である魚あらの確保について、高知市及び関係市町村と連携して対応する。魚あらの平成22年度の見込みは前年度10%以内の減に留めるよう努める。
- ② 健全経営の確保のため、引き続き経費の縮減に努める。特に、プラントの保守(施設の老朽化に伴う故障等を防ぐための予防保全)等を行うことにより、修繕費の抑制を図る。

2. 新公益法人制度への移行

- ① 平成22年度から平成23年度にかけて、公益又は一般への選択を行う。
- ② 公益又は一般への移行が決定次第、法期限である平成25年11月末日までに移行に向けた作業を行う。

【取組要旨】 県の財政支援に頼らない健全経営の確保

○高知県住宅供給公社

| 取組の方向 | 概要 |
|------------------------------|--|
| 公営住宅や便利施設の管理業務を主体に行い、健全経営を確保 | 入居者の利便性や行政のスリム化の観点から、平成18年に法制化された「管理代行制度」を活用し、県営住宅等の管理業務を主体に行っていく。 なお、今後は住宅・宅地の量的充足を目的とした新規の開発は行わないこととし、既に分譲用地として開発した土地については、早期に分譲を進める。 |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|--------------------|------------------------|--------|--------------|--------|--------|
| 1. 組織・体制の見直し | 業務に対応した的確な組織・体制の整備 | | | | | |
| 2. 事業運営改善計画 | ①県営住宅の管理受託 | 県内全域に受託拡大 | | | | |
| | ②市町村公営住宅の管理受託 | 県中央部自治体と協議 | | 管理受託開始(早ければ) | | |
| | ③便利施設の管理 | | | | | |
| | ④宅地分譲事業 | 植田団地分譲 | | | | |
| | | 横浜ニュータウン共同墓地分譲(26年度完了) | | | | |
| | その他の分譲 | | | | | |
| ⑤保有地等の処分 | 横浜駐車場跡、瀬戸西町職員宿舍の処分 | | | | | |
| | その他の処分 | | | | | |
| 3. 経営改善計画 | 健全経営の堅持 | | | | | |

【取組の目標・内容】

1.組織・体制の見直し

業務に対応した的確な組織・体制の整備:平成20年度に存続への方針転換を行ったことに伴い、業務に必要な人員を確保していく。また、主体となる管理業務を効率よく執行していくよう、必要に応じて体制の見直しを行う。

2.事業運営改善計画

- ①県営住宅の管理受託:平成22年度に、県が市町に管理委託していた東部・西部地域の県営住宅を管理受託(276戸)することとなった。これにより県内全域の全ての県営住宅(4,129戸)を管理(公営住宅法(平成18年度改正)に基づく管理代行制度による)することとなり、入居者へのワンストップサービス化が全域化され、サービスの平準化・公平化が図られることとなったので、この水準を引き続き維持する。
- ②市町村公営住宅の管理受託:入居者サービスの充実や行政のスリム化の必要性から、いくつかの自治体から管理受託の要望を受けており、当該自治体を含め近隣自治体と協議を進めていく。
・県中央部の自治体と協議。
・早ければ、平成24年度からの管理受託を目指す。
- ③便利施設の管理:保有するショッピングセンター等は、団地住民の利便に供する商業施設として位置づけられており、住民の高齢化が進む中で、徒歩で買い物等ができる場所として、今まで以上に重要性が増しているため、今後とも公社が保有し、管理する。
- ④宅地分譲事業:引き続き販売促進(宅地建物取引業協会等との媒介契約、新聞折り込みによるチラシ、県広報誌等も利用)に努める。
・主な目標…植田団地:平成22年度中の分譲完了
横浜ニュータウン共同墓地:平成26年度での分譲完了
- ⑤保有地等の処分:早期処分を目指し(宅地建物取引業協会等との媒介契約、新聞折り込みによるチラシ、県広報誌等も利用)、引き続き県と連携して進める。
・主な目標…横浜駐車場跡及び瀬戸西町職員宿舍:平成22年度中の処分

3.経営改善計画

健全経営の堅持:引き続き健全経営を堅持する。また、個々の事業における収支についても常に留意していく。

【取組要旨】 健全経営の確保

○ 財団法人高知県スポーツ振興財団

| 取組の方向 | 概要 |
|-------------------------|---|
| より効率的・効果的に事業を実施できる体制の検討 | スポーツ振興財団と体育協会は、その機能と役割が重複している部分があることや、新公益法人への移行に際しては、大幅に理事会・評議委員会の体制を見直す必要があること等を踏まえ、より効率的・効果的に事業を実施できる体制を検討する。 |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------------|----------------------------|-----------------------|--------|----------|--------|--------|
| 1. 指定管理者としての取組 | ①現指定管理期間(利用者サービスの向上、利用の促進) | 春野総合運動公園 県民体育館、武道館 | | | | |
| | ②次期指定管理者の指定に向けた取組 | 県民体育館、武道館 | | 春野総合運動公園 | | |
| 2. スポーツの振興 | ①維持会員の拡充 | | | | | |
| | ②主体的な事業活動の展開 | | | | | |
| 3. (財)高知県体育協会との調整 | ①体育協会との役割分担のもとにスポーツを振興 | | | | | |
| | ②より効率的・効果的に事業を実施できる体制を検討 | | | | | |
| 4. 新公益法人制度への移行 | 公益財団法人への移行準備、申請及び移行 | [申請] | [移行] | | | |

【取組の目標・内容】

1. 指定管理者としての取組

- ① 利用者へのアンケート調査などに基づく利用者環境の整備や研修の実施により職員の資質向上を図り、より一層の利用者サービスの向上に取り組む。
ホームページの活用等により広報活動の推進を図るとともに、スポーツ関係団体への積極的なPRによる利用促進に取り組む。
- ② 日々、効率的な業務運営に向けて改善を図りながら取り組んでいるが、現指定期間以降についても、指定管理者としての再指定に向けて、より効率的な業務運営を考えながら管理運営に取り組む。

2. スポーツの振興

- ① スポーツ振興財団の目的に賛同し会費を納入する維持会員の拡充に向けて各企業に働きかけを行い、維持会員の拡充に努める。
- ② 利用者へのアンケート調査などにより利用者ニーズを把握し、ニーズに合わせた魅力あるスポーツ教室や体力づくり教室等を実施する。

3. (財)高知県体育協会との調整

- ① 高知県体育協会との下記(※)の役割分担を基本とし、スポーツの振興に努める。
- ② 効率的・効果的な事業実施ができる体制に向けた改善を重ねてきているが、再度、高知県体育協会と協議を行い、より効率的・効果的に事業を実施できる体制について、平成23年度上半期までに検討する。

4. 新公益法人制度への移行

新公益財団法人への移行申請に向けて準備を行い、平成22年度中の移行申請及び平成23年度中の移行を目指す。

(※) (財)高知県体育協会との役割分担

| 高知県スポーツ振興財団 | 高知県体育協会 |
|--|---|
| ①スポーツの振興に関すること ・スポーツ団体等が行う活動に対する助成 ・指定管理施設を利用した「誰もが気軽に参加できる」各種スポーツ教室の開催 ・高知大学教育学部や中高校生のスポーツ現場実習・職場体験学習の受入 ・財団職員が有する専門性を生かしたスポーツ指導 ②スポーツ施設の管理運営に関すること ・高知県立春野総合運動公園 ・高知県立県民体育館 ・高知県立武道館 | ①競技力の維持・向上に関すること ・国民体育大会に向けた競技力向上 ・ジュニアの育成・強化 ・少年種別・高校生対策、女子等強化 ・スポーツ医学に関すること ②国体選手団の派遣に関すること ③生涯スポーツの推進に関すること ・総合型地域スポーツクラブの育成支援 ・地域に根ざしたスポーツクラブづくりのための取り組み ・スポーツ少年団の普及と育成 ・県民スポーツフェスティバルの開催 |

【取組要旨】 (財)高知県体育協会との役割分担を踏まえた効率的・効果的な事業執行体制の確保

○ 財団法人高知県体育協会

| 取組の方向 | 概要 |
|-------------------------|---|
| より効率的・効果的に事業を実施できる体制の検討 | スポーツ振興財団と体育協会は、その機能と役割が重複している部分があることや、新公益法人への移行に際しては、大幅に理事会・評議委員会の体制を見直す必要があること等を踏まえ、より効率的、効果的に事業を実施できる体制を検討する。 |

【実施計画】

| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------------|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. (財)高知県スポーツ振興財団との調整 | ①スポーツ振興財団との役割分担による競技力の向上及び生涯スポーツの推進 | | | | | |
| | ②より効率的、効果的に事業を実施できる体制を検討 | | | | | |
| 2. 新公益法人制度への移行 | 公益財団法人への移行準備、申請及び移行 | | { 申請 } | { 移行 } | | |

【取組の目標・内容】

1.(財)高知県スポーツ振興財団との調整

- ① 高知県スポーツ振興財団との下記(※)の役割分担を基本とし、競技力の向上及び生涯スポーツの推進を図る。
- ② スポーツ振興財団と協議を行い、より効率的、効果的に事業を実施できる体制について、平成23年度上半期までに検討する。

2.新公益法人制度への移行

平成23年度当初より新公益財団法人に移行予定の上部団体である日本体育協会の事例を参考にしながら、新公益財団法人への移行申請に向けた準備を行い、平成23年度中の申請及び平成24年度中の移行を目指す。

(※) (財)高知県スポーツ振興財団との役割分担

| 高知県スポーツ振興財団 | 高知県体育協会 |
|---|---|
| <p>①スポーツの振興に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体等が行う活動に対する助成 ・指定管理施設を利用した「誰もが気軽に参加できる」各種スポーツ教室の開催 ・高知大学教育学部や中高校生のスポーツ現場実習・職場体験学習の受入 ・財団職員が有する専門性を生かしたスポーツ指導 <p>②スポーツ施設の管理運営に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県立春野総合運動公園 ・高知県立県民体育館 ・高知県立武道館 | <p>①競技力の維持・向上に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会に向けた競技力向上 ・ジュニアの育成・強化 ・少年種別・高校生対策、女子等強化 ・スポーツ医科学に関すること <p>②国体選手団の派遣に関すること</p> <p>③生涯スポーツの推進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの育成支援 ・地域に根ざしたスポーツクラブづくりのための取り組み ・スポーツ少年団の普及と育成 ・県民スポーツフェスティバルの開催 |

【取組要旨】 (財)高知県スポーツ振興財団との役割分担を踏まえた効率的・効果的な事業執行体制の確保